

審査を終えて

このたび、第1回バリアフリー化推進功労者表彰の審査を行いました。都道府県や政令市、関係省庁から、合計84件の推薦をいただきましたが、まさに多種多様な事例があり、大変豊富な審査となりました。

そこで、選考委員会は、第1次審査として、選考委員全員がそれぞれ全体評価を行い、総合点で上位の32点を選び、これらに対して、さらに詳細な審査を行うことにいたしました。

また、第1次審査を通過した応募案に対しては当初の応募書類だけでは判断ができない部分については、施設整備・製品開発・活動別に下記に示すような内容が分かるように、再度質問用紙を作成し、審査の公平性を保つよう努力しました。

内容	：他の団体や個人のモデルとなるような充実した内容であり、活動の広がりやユニークさなどかどうか
波及効果	：他の団体や個人に広く普及することが期待できるか
将来性	：今後一層の充実や拡大や取り組みの広がり等が期待できるか
利用者の視点	：常にさまざまな利用者の視点を大事にすると共に、利用者からも支持されているか、また、利用者の意見・視点が反映されているか
自発性・独創性	：活動や製品に独創性がどの程度組み込まれているか
継続性	：長年にわたり実績が積み上げられているか(特に活動面で)

しかし、審査場面では、一つひとつの応募に対してじっくりと議論をせざるを得ないほど、それぞれに特徴があり、審査は長時間に及びました。最終的には、これらを参考に総合的に判断せざるを得ない場面がほとんどでした。

また、これらと関連していくつか議論になった点もありました。

まず、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」についても議論がありました。「バリアフリー化推進功労者」というものの、目指すところは「すべての人が安全で快適な生活を送ることができる社会」です。他方、現在の社会水準から考えますと、「バリアフリー」が必要な場面も否定できません。結局、それぞれの事例の「広さと深さ」の問題に帰着するような気もしますが難しい問題です。

また、現代においては、官・民、法人・個人を問わず全ての人に、バリアフリー化について何らかの役割が期待されていますが、その水準は、それぞれの立場によって自ずと異なります。例えば、地方公共団体や第3セクター、福祉施設や公益法人、住民組織や民間企業など、それぞれの立場の違いと内容の充実度等をどのような関係で評価するかという点です。

さらに、推薦事例の中には、個々の施設のバリアフリー化や地域における住民活動など、いわば直接的な事例と、調査研究や普及啓発などの間接的な事例がありました。前者はその効果が直接的でわかりやすいという利点がありますが、後者には波及効果が広いというメリットもあり、互いの優劣を直接比較することは困難です。

これらの2点について、委員会においては、賞が設けられた趣旨などから、「企業や住民の自主性や創意工夫を大事にしたい」、また「よりわかりやすい賞にしたい」などの意見もあり、それらを含めて総合的に審査したわけですが、結果として公的な団体や研究を行う個人などの事例については、確しい結果になったかもしれません。

このほかにも、施設整備の場合には、整備時期と内容の充実度合いをどのように考えるか、また活動等の場合には、活動期間と内容の充実度合いをどのように考えるか、過去の功績を評価するのかこれからの将来性を評価するのか、対象や活動範囲の広さと内容の深さとの関係をどのように考えるべきか、公的な関与をどのように評価すべきかなど、悩ましい問題が多数ありました。今回の審査は、これらを総合的に勘案し、審査員全員で出した一つの結論であり、選に漏れた事例のバリアフリー化に果たした功績が小さいとするものでは決してありません。

最後に、今回の表彰においてご協力をいただいたすべての皆様に、心よりお礼申し上げますとともに、これを機会に社会全体のバリアフリー化が一層推進されることを願っております。

